（関係行政機関への通報事項）

第三条　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下この条において「法」という。）第十二条において読み替えて準用する法第九条の規定により海上保安部長等が通報する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　死亡の日時及び場所（不明のときは、推定の日時及び場所）

二　海上保安官又は海上保安官補が死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた日時

三　法第十二条において読み替えて準用する法第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因

四　通報する必要があると認めた理由

五　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（海上保安庁組織規則の一部改正）

2　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一号を加える。

五　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

第六十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

第八十一条の二第一項に次の一号を加える。

五　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

別表第十五海上保安監部及び海上保安部の項第一号、海上保安航空基地の項及び海上保安署の項第一号中「第十八号までに掲げる事務」の下に「、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務」を加え、同表航空基地の項中「第十八号に掲げる事務」の下に「、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務」を加える。

（管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令の一部改正）

3　管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令（昭和三十六年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十三年法律第二十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同項第一号中「海上保安庁法」を「法」に改め、「まで及び第二十九号（第二十三号から第二十五号」を削り、「までに掲げる事務」の下に「並びにこれらの事務」を加え、「整備計画及び」及び「に限る。）に掲げる事務」を削り、同項第二号中「海上保安庁法」を「法」に改める。

第二条中「海上保安庁法」を「法」に、「第十九号まで、第二十六号、第二十九号（第一号から第十八号まで及び第二十六号に掲げる」を「第十八号まで及び第二十六号に掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務、これらの」に改め、「整備計画及び」を削り、「に限る。）」を「並びに法第五条第十九号」に改める。